

海南省重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例

○海南省重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例

平成17年4月1日

条例第104号

改正 平成18年3月22日条例第18号

平成18年9月29日条例第34号

平成20年3月24日条例第5号

平成20年3月24日条例第10号

平成25年6月28日条例第29号

平成27年7月2日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者等に対し医療費を助成することにより、その者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する者であって、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)による被保険者若しくは組合員及びこれらの者の被扶養者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳に達する日前に身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級、2級又は3級に該当するもの
- (2) 65歳に達する日前に厚生労働省令の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者で、その障害の程度がAのもの
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者が現に監護し、又は養育している支給要件児童で、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3に定める1級に該当するもの
- (4) 65歳に達する日前に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がこれらと同等程度の身体又は精神の障害を有すると認められた者

(平18条例34・平20条例5・一部改正)

(助成金)

海南省重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例

第3条 対象者の疾病又は負傷で、医療保険各法の規定による療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の給付(以下「医療に関する給付」という。)に係る費用について医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める期間、助成金は、支給しないものとする。ただし、第2号又は第3号に該当する場合において、規則で定める特別な事情により、対象者又はその者の属する世帯の生計を主として維持する者が医療費を負担することが困難であると市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令等により医療費の全額を公費で負担されている者 医療費の全額を公費で負担されている期間

(2) 前年の所得(1月1日から7月31日までの間に新たに対象者となった場合にあっては、前々年の所得。次号において同じ。)が、規則で定める額以上の額である者 当該所得のあった年の翌年の8月1日から1年間

(3) 配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条に定める扶養義務者で対象者の属する世帯の生計を主として維持するものの前年の所得が、規則で定める額以上の額である者 当該所得のあった年の翌年の8月1日から1年間

(平18条例34・平25条例29・平27条例22・一部改正)

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、第2条に規定する対象者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用の額のうち、対象者が負担する費用の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法による保険者の規約、定款等により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令により医療費の給付を受けたときは、助成金の額からその額を除くものとする。

3 第1項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(平18条例18・平20条例5・平20条例10・平25条例29・一部改正)

(受給資格の登録)

第5条 助成金を受けようとする者(満18歳未満の者又は意思能力に欠ける者にあつては、保護者。以下「申請者」という。)は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して医療費受給資格の登録を受けるものとする。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により登録の申請があつた場合において、この条例による助成金を受けると認め登録したときは、当該申請者に対し受給資格証を交付する。

海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例

(受給資格証の提示)

第7条 受給資格証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、診療を受ける際医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

(助成金の申請及び支給)

第8条 受給資格者は、この条例に基づき助成金を受ける場合は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、本人が死亡した場合は、その遺族が申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を支給する。

3 市長は、助成金として受給資格者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し、当該医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり当該医療機関等に支払うことができる。

(平25条例29・一部改正)

(変更の届出)

第9条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正行為によって、この条例による助成金を受けた者があるときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、支給事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を支給した場合において、支給を受けた者が第三者より損害賠償の支払を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の海南市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年海南市条例第17号)又は下津町重度心身障害者、戦傷病者及び精神障害者医療費の助成に関する条例(昭和49年下津町条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第18号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第34号)

海南省重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第2条第1項に規定する対象者に該当していた者に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月24日条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月28日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月2日条例第22号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(海南省重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の海南省重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則

○海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則

平成17年4月1日

規則第87号

(趣旨)

第1条 この規則は、海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例(平成17年海南市条例第104号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条に規定する本市に住所を有する者とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき市が備える住民基本台帳に記録されているものをいう。

2 条例第2条に規定する医療保険各法とは、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
(平18規則41・平20規則11・平24規則27・一部改正)

(特別な事情)

第3条 条例第3条第2項ただし書に規定する規則で定める特別な事情は、次のとおりとする。

- (1) 条例第2条に規定する対象者又はその者が属する世帯の生計を主に維持する者(以下「生計中心者」という。)が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 生計中心者が死亡したとき。
- (3) 生計中心者が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したことにより、その者の所得が著しく減少したとき。
- (4) 生計中心者の所得が、事業の休廃止、事業による著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (5) 生計中心者の所得が、干ばつ、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。

(平18規則41・一部改正)

(所得制限額)

第4条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める額は、特別児童扶養手当等の支給に関する

海南省重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則

法律施行令(昭和50年政令第207号。次項において「令」という。)第2条第1項に規定する額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項、第34条第1項又は第34条の2第1項の規定に該当する資産(本市に所在するものに限る。)の譲渡があった者から申出があった場合には、同額にこれらの規定により控除された額に相当する額を加算した額)とする。

- 2 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める額は、令第2条第2項に規定する額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項、第34条第1項又は第34条の2第1項の規定に該当する資産(本市に所在するものに限る。)の譲渡があった者から申出があった場合には、同額にこれらの規定により控除された額に相当する額を加算した額)とする。

(平18規則41・平24規則31・一部改正)

(受給資格登録申請書)

第5条 条例第5条に規定する受給資格登録申請書の様式は、様式第1号とする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 申請者及び申請者と同居する扶養義務者の前年分(1月から7月までの申請の場合は、前々年分)の所得状況又は課税状況を明らかにすることができる市町村長が証明した書類
- (2) 医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であることを明らかにすることができる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平25規則37・一部改正)

(受給資格証)

第6条 条例第6条に規定する受給資格証の様式は、様式第2号及び様式第2号の2とする。

- 2 受給資格証の有効期間は、毎年8月1日(年の途中で受給資格登録を受けたものにあつては、当該登録の日)から翌年7月31日までとし、毎年更新するものとする。

(助成金の支給停止)

第7条 条例第6条の規定により登録したものの、助成金の支給停止対象となるときは、医療費支給停止通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(平25規則37・追加)

(助成金の申請)

第8条 条例第8条第1項の規定による申請は、医療費支給申請(請求)書(様式第4号)を提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 医療機関等の発行する領収書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平25規則37・旧第7条繰下・一部改正)

海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則

(届出事項等)

第9条 条例第9条に規定する規則で定める事項は次のとおりとし、同条の規定による届出は、医療費受給資格証内容変更届(様式第5号)に受給資格証を添付して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 加入保険の内容
- (4) 障害程度

(平25規則37・旧第8条繰下・一部改正)

(受給資格証の再交付申請)

第10条 受給資格証を破損又は亡失したときは、医療費受給資格証再交付申請書(様式第6号)により市長に再交付を申請するものとする。

(平25規則37・旧第9条繰下・一部改正)

(受給資格喪失の届出等)

第11条 受給資格者が資格を喪失したときは、速やかに、医療費受給資格喪失届(様式第7号)を市長に提出するとともに、受給資格証を返還しなければならない。

(平20規則11・一部改正、平25規則37・旧第10条繰下・一部改正)

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則に規定する添付書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

(平25規則37・追加)

(関係簿冊)

第13条 この事務を適正に行うため次の簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 重度心身障害者医療費受給資格証発行簿
- (2) 重度心身障害者医療費支給台帳

(平25規則37・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の海南市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和51年海南市規則第10号)又は下津町重度心身障害者、戦傷病者及び精神障害者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和63年下津町規則第9号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

海南市重度心身障害者等の医療費の助成に関する条例施行規則

附 則(平成18年9月29日規則第41号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第18号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成24年7月6日規則第27号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年7月18日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年8月28日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式第2号による重度心身障害児者医療費受給資格証又は様式第2号の2による重度心身障害児者(後期高齢者)医療費受給資格証は、この規則による改正後の様式第2号又は様式第2号の2の様式によるものとみなす。

附 則(平成27年12月25日規則第41号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第33号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。